



金 沢 市 公 報

第 2 8 4 4 号 の 3

平成27年(2015年)9月24日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

| | | |
|------------------------------------|-----|-------------------------------------|
| ◎ 目 次 | ページ | |
| ● 告 示 | | ○金沢市老人福祉センターの指定管理者の指定について (長寿福祉課) 1 |
| ○自転車等駐車場の指定管理者の指定について (歩ける環境推進課) 1 | | ○金沢市児童館の指定管理者の指定について (こども政策推進課) 1 |

告 示

●金沢市告示第311号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市自転車等駐車場条例（平成3年条例第1号）第14条第3項の規定により、金沢市自転車等駐車場の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第15条の規定により告示します。

平成27年9月24日

金 沢 市 長 山 野 之 義

| 施設の名称 | 指 定 管 理 者 | | 指定の期間 |
|----------------------|------------|-----------------|------------------------------|
| | 所 在 地 | 名 称 | |
| 金沢市営若松バス停前 自転車駐車場 | 金沢市此花町3番2号 | 公益財団法人金沢まちづくり財団 | 平成27年10月1日から 平成32年3月31日まで |

●金沢市告示第312号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市老人福祉センター条例（昭和44年条例第32号）附則第2項の規定により、金沢市老人福祉センター万寿苑分館十一屋生きがい交流館の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第13条の規定により告示します。

平成27年9月24日

金 沢 市 長 山 野 之 義

| 施設の名称 | 指 定 管 理 者 | | 指定の期間 |
|------------------------------------|---------------|-------------------|------------------------------|
| | 所 在 地 | 名 称 | |
| 金沢市老人福祉センター 万寿苑分館十一屋 生きがい交流館 | 金沢市芳斉2丁目3番28号 | 公益財団法人金沢市福祉サービス公社 | 平成27年10月1日から 平成28年3月31日まで |

●金沢市告示第313号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市児童館条例（昭和39年条例第47号）第7条第4項の規定により、金沢市児童館の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第8条の規定により告示します。

平成27年9月24日

金 沢 市 長 山 野 之 義

| 施設の名称 | 指 定 管 理 者 | | 指定の期間 |
|-----------|-------------|----------------|------------------------------|
| | 所 在 地 | 名 称 | |
| 金沢市立戸板児童館 | 金沢市戸板1丁目2番地 | 金沢市立戸板児童館振興協力会 | 平成27年10月3日から 平成31年3月31日まで |

平成27年(2015年)9月24日 印刷
平成27年(2015年)9月24日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄